

特定建設作業実施届出書

(申請先)

平成 年 月 日

横浜市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
(元請事業者) 法人にあってはその代表者の氏名
電話番号

印

特定建設作業を実施するので 騒音規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。
振動規制法第14条第1項(第2項)

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類					
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	騒音規制法			振動規制法	
	1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業(アースオーガ併用を除く。)		1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
	2	びょう打機を使用する作業		2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	さく岩機(ブレーカなど)を使用する作業		3	舗装版破砕機を使用する作業
	4	空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		4	ブレーカ(手持式の物を除く。)を使用する作業
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業			
	6	バックホーを使用する作業(低騒音型('97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のもの。)			
	7	トラクターショベルを使用する作業(低騒音型('97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のもの。)			
	8	ブルドーザーを使用する作業(低騒音型('97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもの。)			
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様		騒音規制法		振動規制法	
特定建設作業の場所					
特定建設作業の実施の期間		自 年 月 日	至 年 月 日	作業日数	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始		作業終了	
		自 時	至 時	日・祝日を除く	1日の実働時間
騒音・振動の防止の方法					
発注者(施主)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号			
※受理年月日				※審査結果	

◎届出は作業の7日前までに提出(届出日と作業開始日の間を7日間空ける)

◎日曜休日・夜間の作業は原則的に禁止 ◎期間を変更する場合は大気・音環境課に連絡

備考は裏面に記載

備 考

- 1 この届出書は、2部提出すること。
- 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 3 特定建設作業の開始及び終了の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。
- 6 本届出に該当しない法律を＝で消去すること。
- 7 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 8 添付書類
 - （1） 付近の見取図
 - （2） 特定建設作業の工程表（特定建設作業の種類別にわかる工程表）
- 9 この様式は、横浜市以外の自治体への届出には使用しないこと。

問い合わせ先

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル8階

横浜市環境創造局 大気・音環境課 騒音担当

TEL (045)671-2485